

相模原市立津久井障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例について

相模原市立津久井障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 2 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立津久井障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例
相模原市立津久井障害者地域活動支援センター条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 0 2 号)は、廃止する。

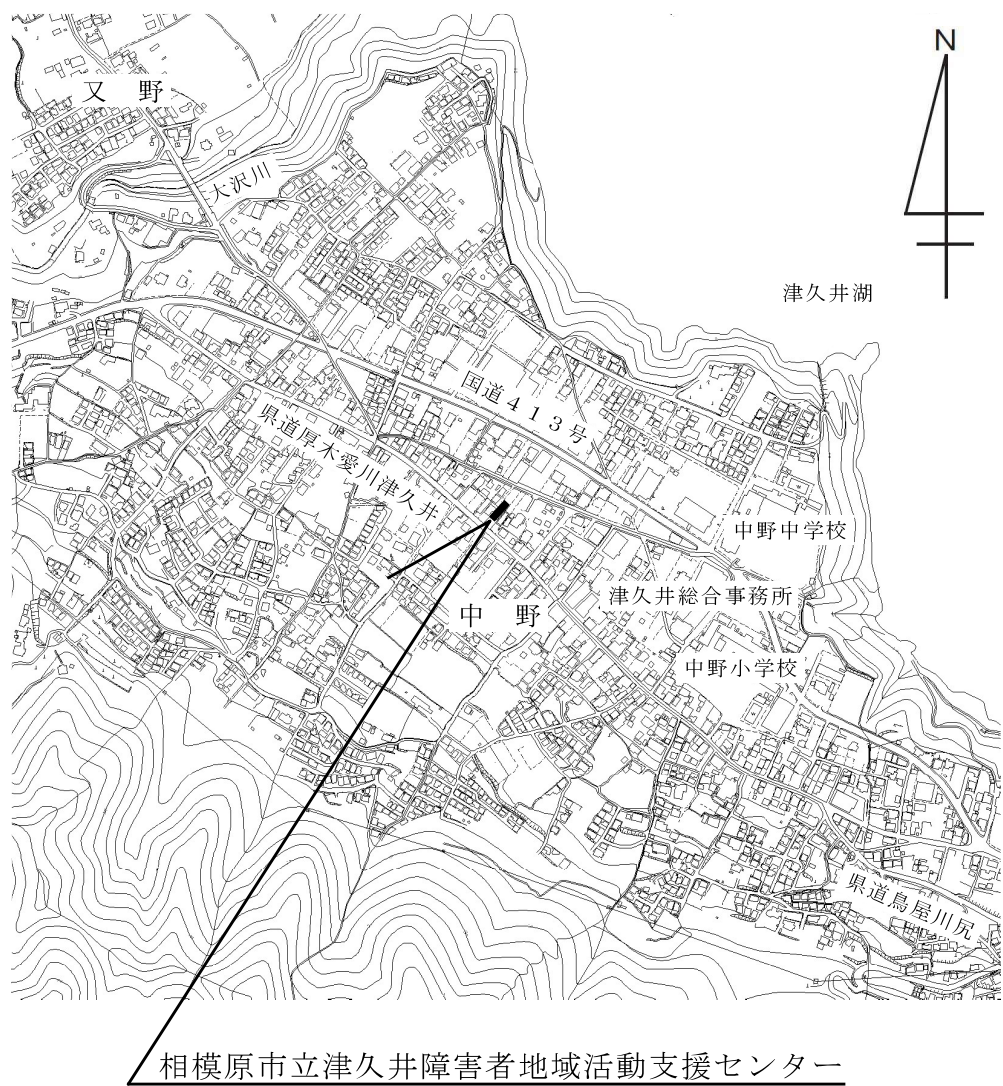
附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

相模原市立津久井障害者地域活動支援センターを廃止いたしたく提案するものである。

案 内 図



施設の概要

位 置	相模原市緑区中野 1 0 0 4 番地 3
設置年月日	平成 5 年 1 2 月 9 日
構 造	軽量鉄骨造 2 階建
延べ床面積	2 2 9 . 6 7 m ²

相模原市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
相模原市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 29 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
相模原市民生委員の定数を定める条例(平成 27 年相模原市条例第 12 号)の一部
を次のように改正する。

本則中「933 人」を「936 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

提案の理由

民生委員の担当世帯数の増加等に伴い、民生委員の定数を改正いたしたく提案
するものである。

相模原市民生委員の定数を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

民生委員の定数について、国の定数基準を参酌し、936人とするもの

(1) 区域担当民生委員・児童委員 882人(現在879人)

地区	増加人数
中央、星が丘及び大野南の各地区	1人

(2) 主任児童委員 54人(現在54人)

2 施行期日

令和7年12月1日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 29 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年相模原市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 1 の項を削り、2 の項を 1 の項とし、3 の項を 2 の項とし、4 の項を 3 の項とし、同表 5 の項中「別表第 2 第 3 項の表 5 の項」を「別表第 2 第 3 項の表 4 の項」に改め、同項を同表 4 の項とし、同表中 6 の項を 5 の項とし、7 の項を 6 の項とし、8 の項を 7 の項とする。

別表第 2 第 1 項中「掲げる事務」の次に「又は法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務」を加え、同項の表 1 の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人(生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和 29 年 5 月 8 日付け社発第 382 号厚生省社会局長通知)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)をいう。以下同じ。)であって生活に困窮するものに係る生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による措置に準じた措置に関する情報(以下「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」という。))」に改め、同表 6 の項中「(昭和 25 年法律第 144 号)」を削り、同表に次

のように加える。

29 市長	外国人であって生活に困窮するものに係る生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務に関する事務(別表第3において「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務」という。)であって規則で定めるもの	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

別表第2第3項の表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から7の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の改正並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)の制定に伴い、個人番号の独自利用事務に係る規定の改正及び庁内連携ができる特定個人情報に係る規定の整理をいたしたく提案するものである。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 個人番号の独自利用事務に係る規定の改正(別表第1関係)

生活に困窮する外国人に係る生活保護法(昭和25年法律第144号)による措置に準じた措置に関する事務が個人番号利用事務とされたことから、当該事務に係る規定を削除するもの

(2) 庁内連携ができる特定個人情報に係る規定の整理(別表第2第1項の表及び第3項の表関係)

庁内連携(市の機関が自ら保有する特定個人情報を個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用することをいう。)ができる特定個人情報として、生活に困窮する外国人に係る生活保護法による措置に準じた措置に関する情報に係る規定を整理するもの

2 施行期日

公布の日

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 2 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例
相模原市立学校の設置に関する条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 3 0 号)の一部を
次のように改正する。

別表第 1 相模原市立もえぎ台小学校の項を削る。

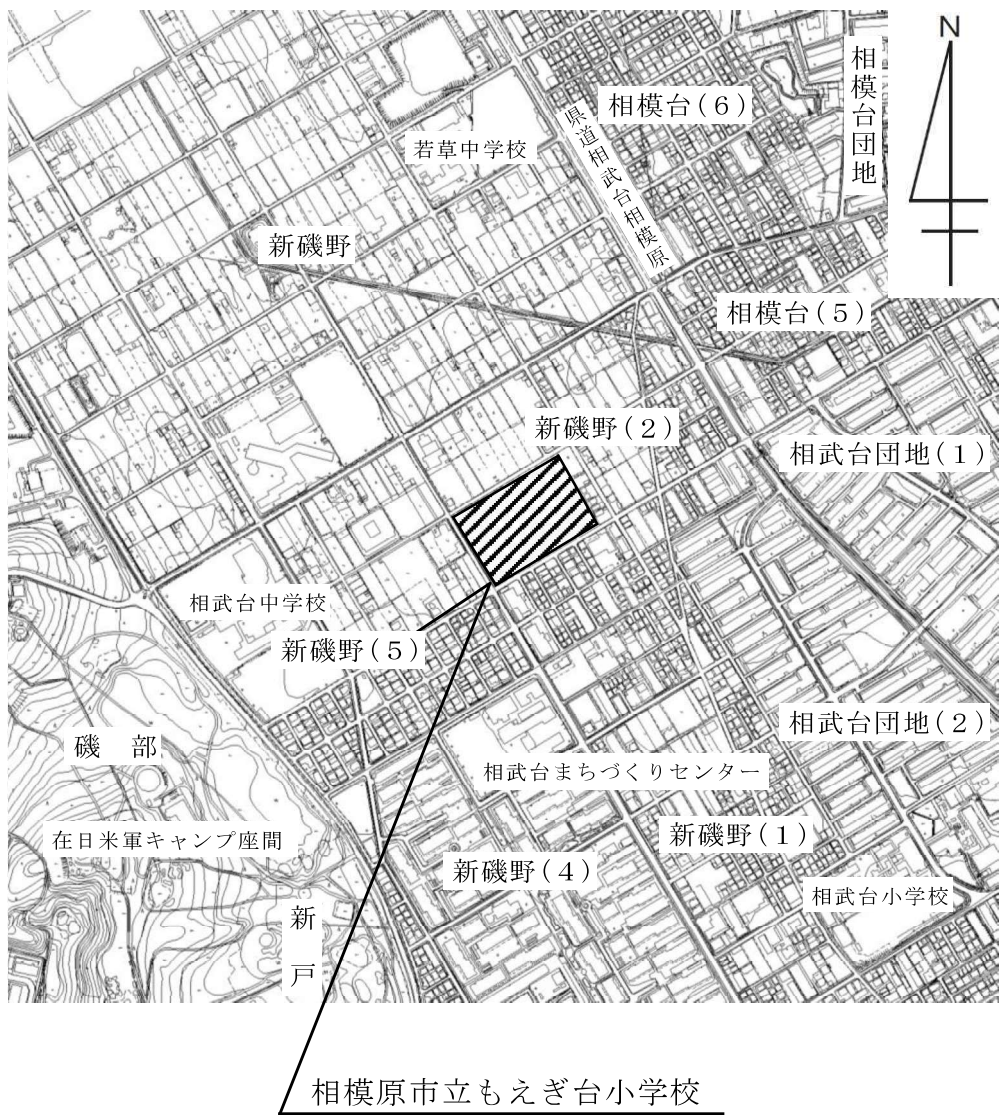
附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

相武台周辺地域における学校再編に伴い、相模原市立もえぎ台小学校を廃止いたしたく提案するものである。

案 内 図



施設の概要

位 置	相模原市南区新磯野 2 丁目 4 1 番 1 6 号
設 置 年 月 日	平成 1 3 年 4 月 1 日
構 造	鉄筋コンクリート造 3 階建等
延 べ 床 面 積	6 , 5 9 4 . 2 8 m ²